

6 神医第 1598 号
令和 6 年 11 月 14 日

郡市医師会担当理事 殿

神奈川県医師会
理事 渡辺 雄 幸
理事 藤倉 寿 則

令和 6 年能登半島地震による被災に伴う
保険診療関係等の特例措置の期間の延長について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、標記につきまして、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。
つきましては、貴会会員へのご周知方につきご協力いただきたくお願いいたします。

【添付資料】

- ・令和 6 年能登半島地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間の延長について

(R6.11.14 付 日医発第 1402 号 (保険) 日本医師会常任理事)

事務担当：保険医療・学術課 荒井
TEL:045-241-7000/FAX:045-241-1464
E-MAIL:k-arai@kanagawa.med.or.jp

日医発第1402号（保険）
令和6年11月14日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和6年能登半島地震による被災に伴う
保険診療関係等の特例措置の期間の延長について

令和6年能登半島地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いにつきましては、令和6年9月20日付け日医発第1068号（保険）「令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」等により、ご連絡申し上げているところであります。

その際、令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間については、令和6年12月末までとされておりましたが、令和6年10月25日の閣議で、能登半島における「令和6年9月20日からの大雨による災害」を激甚災害に指定することが決定されたことを受け、能登半島で災害が連続して発生している事情に鑑み、令和6年11月6日に開催された中医協総会での議論を踏まえ、保険診療関係等の特例措置の期間を令和7年3月末まで延長する旨、厚生労働省保険局医療課及び老健局老人保健課より通知されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間の延長について
(令6.11.12 事務連絡 厚生労働省保険局医療課・老健局老人保健課)

事務連絡
令和6年11月12日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省老健局老人保健課

令和6年能登半島地震による被災に伴う
保険診療関係等の特例措置の期間の延長について

令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療の特例措置については、「令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」（令和6年9月18日厚生労働省保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）において、令和6年12月末までとしたうえで、特例措置を利用する保険医療機関等への調査等を行い、その結果をもとに、特例措置の期間延長の必要性について検討することとしていたところですが、令和6年10月25日の閣議で、能登半島における「令和6年9月20日からの大雨による災害」を激甚災害に指定することが決定されたことを受け、能登半島で災害が連続して発生している事情に鑑み、令和6年11月6日に開催された中央社会保険医療協議会総会での議論を踏まえ、その期間を令和7年3月末までとしますので、関係団体への周知をお願いいたします。

なお、今後、特例措置を利用する保険医療機関等への調査等を行い、その結果をもとに、特例措置の期間延長の必要性について検討することといたします。

調査等の詳細については追って連絡することとしますので、その際には別途対応をよろしくお願いいたします。

これに伴い、「令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」（令和6年9月18日厚生労働省保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）は令和6年11月12日限り廃止します。